

○国立大学法人埼玉大学構内交通規制実施要項

	〔平成16年4月1日〕	
	制	定
改正	平成16.10.1	平成17.1.1
	平成17.11.10	平成18.4.1
	平成18.6.8	平成18.12.22
	平成19.4.1	平成24.10.22
	平成24.11.30	平成27.3.20
	平成28.3.29	平成28.12.20

(趣旨)

第1 この要項は、本学の下大久保地区構内（以下「構内」という。）の交通安全と教育・研究環境を保持するため、構内における自動車、二輪車及び自転車（以下「車両」という。）の交通規制に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「自動車」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）に定める自動車（自動二輪車を除く。）をいう。
- (2) 「二輪車」とは、法に定める自動二輪車及び原動機付自転車をいう。
- (3) 「自転車」とは、法に定める自転車をいう。

(入構規制)

第3 車両を運転して構内に入構できる者は、次の各号の一に該当する者で、第7に定めるところにより入構許可証（学生駐車場にあっては駐車許可証。以下「許可証」という。）の交付を受けた者とする。ただし、郵便自動車、消防自動車、路線バス、タクシー、救急自動車等の入構については、この限りでない。

- (1) 本学の教職員（役員及び非常勤教職員を含む。以下同じ。）で、通勤のため自動車及び二輪車を使用し入構することを常例とし、通勤手当の支給を受けている者
- (2) 本学の教職員で、通勤のため自転車を使用し入構することを常例としている者
- (3) 本学の学生（科目等履修生、研究生を含む。）で、車両を使用しなければ通学が困難な者
- (4) 教職員及び学生以外の者（以下「学外者」という。）で、本学に用務のため、車両により定例的に入構する者
- (5) 教職員、学生及び学外者で、本学に用務のため、真にやむを得ず車両により臨時に入構する者

(車両入出口の指定)

第4 車両による構内への入出は、別図1に指定する入出口から行うものとする。

ただし、緊急等の場合はこの限りではない。

(交通規制)

第5 構内における車両の通行に関し、この要項の定める交通規制の他、学長は必要な交通規制を行うことができるものとする。

(駐車・駐輪規制)

第6 構内における自動車及び二輪車の駐車並びに自転車の駐輪は、別図1に指定する駐車場及び駐輪場に行わなければならない。

2 駐車場は、一般駐車場、特定駐車場及び学生駐車場に区分し、その使用区分は、原則として次のとおりとする。

(1) 一般駐車場

教職員（非常勤講師を除く。）及び教職員以外で本学を日常の主勤務場所とする者

(2) 特定駐車場

非常勤講師、納入業者、来客者、夜間主コースの学生及び社会人大学院生並びに身体が不自由な者（身体障害者手帳の交付を受けている者。以下同じ。）その他特別の事情のある者

(3) 学生駐車場

学生

(許可証の交付等)

第7 許可証の交付申請資格、交付時期、許可期間、交付申請書（以下「申請書」という。）及び許可証の様式等は、次の表に定めるとおりとする。

<自動車・二輪車>

場所区分	申請資格 及び 対象者	交付時期	許可期間	様式			
				自動車		二輪車	
				申請書	許可証	申請書	許可証
一般駐車場	第3の該当者で第6第2項第1号に規定する者	前年度3月及び申請資格対象者となったとき	許可申請した期間（年度内）	様式1 様式3	様式A	様式1 様式3	様式E
特定駐車場	第3の該当者で第6第2項第2号に規定する者	前年度3月及び申請資格対象者となったとき	許可申請した期間（年度内）	様式1 様式2 様式3	様式B	様式1 様式2 様式3	様式E
学生駐車場	第3の該当者	毎年4月及	原則年度	様式2	様式C	様式2	様式G

	者で第6第2項第3号に規定する者	び申請資格対象者となったとき	内				
全ての駐車場	第3第5号に規定する者(臨時入構者)	その都度	当日限り	様式4	様式D	様式4	様式D

<自転車>

場所区分	対象者	交付時期	許可期間	様式	
				申請書等	許可証
自転車駐輪場	第3の該当者	申請資格対象者となったとき	4年(ただし、4年目の年度内)	教職員証、学生証又は大久保地区に入構する必要性が確認できる身分証明書等を提示	様式F

2 許可証の交付を受けようとする者は、次の各号に定める区分ごとの担当部局(以下、交付事務担当部局)という。)を経て学長に申請しなければならない。

- (1) 一般駐車場及び特定駐車場の入構(臨時の入構を除く)許可を申請する者
財務部財務課
- (2) 学生駐車場の駐車許可を申請する者 学務部学生支援課
- (3) 臨時の入構許可を申請する者 正門守衛所
- (4) 自転車の入構許可を申請する者
 - ア 学生 学務部学生支援課
 - イ 学生以外の者 財務部財務課

3 許可証は、前項の申請に基づき、車両の使用がやむを得ないと認めるときに限り、駐車台数の許容範囲内において学長がこれを交付する。

4 一般駐車場、特定駐車場及び学生駐車場に係る許可証の交付を受ける者については、当該許可期間を有効とする構内入構用のパスカード(以下「パスカード」という。)を交付する。

5 許可証及びパスカード(以下「許可証等」という。)は、これを他人に貸与又は譲渡してはならない。

6 許可証等の交付を受けた者は、これを紛失又は汚損しないよう大切に取扱うものとし、万一、紛失又は汚損等により使用に支障をきたすこととなったときは速やかにその旨を交付事務担当部局に報告し、再交付を受けるものとする。

7 許可証等の交付を受けた者が、その許可期間中において次の各号の一に該当することとなったときは、その所持する許可証等を速やかにその交付事務担当部局に返還しなければならない。ただし、自動車の臨時入構用許可証については、この限りでない。

(1) 許可証等の更新又は再交付を受けたとき。

(2) 車両により入構する必要がなくなったとき。

(3) 前号に掲げる場合のほか、許可証の交付資格を欠くに至ったとき。

(交通施設料等)

第8 第7第4項によりパスカードの交付を受ける者（ただし、身体が不自由な者及び学生駐車場の使用を許可された者を除く。）は、交通施設料又はパスカード代を負担しなければならない。

2 前項の交通施設料を負担すべき者は、次の各号の一に掲げる者とし、負担すべき額は別に定める月額によるものとする。

(1) 教職員（非常勤講師を除く。）

(2) 教職員以外の者で、本学を日常の主勤務場所とする者

3 第1項のパスカード代を負担すべき者は、前項の交通施設料を負担する者以外の者とし、負担すべき額は交付に係る実費相当額とする。なお、再交付に係るパスカード代は、交通施設料負担者、パスカード代負担者にかかわらず、その都度負担しなければならない。

4 交通施設料は許可証等の交付を受けようとするときに、当該入構許可期間により算定した額を一括して納付するものとする。

5 入構許可を受けている者が、第7第7項第2号又は第3号の事由により許可証等を返還し残存許可期間が一月以上あるときは、様式5により当該残存月数の交通施設料について還付を請求することができる。ただし、パスカード代については理由の如何を問わず還付しない。

(遵守事項)

第9 車両により構内を通行する者は、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

(1) 構内を通行するときは、歩行者の安全を第一とし、構内の道路標識及び道路標示に従うこと。

(2) 構内は最徐行運転とすること。

(3) 教職員及び学生（身体が不自由な者を除く。）の車両については、入出構時以外の構内移動を行わないこと。

- (4) 駐車及び駐輪は、指定された場所（別図1）以外に行わないこと。
- (5) 許可証は、運転席前面の外部から見易い箇所に車両登録番号等が確認できるよう掲出すること。ただし、ステッカー式の許可証は、車両の後部で外部より視認できる位置に貼付すること。
- (6) 緊急事態、本学の行事等により、臨時の規制を行う場合はこれに従うこと。
- (7) その他本学が必要と認める事項
(違反者に対する措置)

第10 この要項に違反した者については、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 違反事項及び指示事項を記した様式6の警告書を本人に交付し、又は違反車両に貼付する。なお、構内の指定場所以外の駐車・駐輪等の違反車両については、車輪止め等の措置をとる。
- (2) 車両引き渡しの際は、様式7の誓約書を徴取する。
- (3) 違反の著しい者については、許可証を取り消し、以後交付しない。
- (4) 長時間にわたり正当な理由がなく放置された車両及び違反の態様が著しい車両については、学外に撤去する。この場合、撤去に要した費用は当該車両の使用人又は所有者の負担とする。

(管理要員)

第11 構内における交通規制を円滑に行うため、管理要員を配置することができるものとする。

2 管理要員は、本学の指示のもと、この要項の定めるところに基づき、違反者に対する警告、指示等を行うとともに、その他交通規制に関し必要な措置を行うものとする。

(事務)

第12 交通規制に関する事務は、財務部財務課において処理する。

(雑則)

第13 この要項に定めるもののほか、構内交通規制の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から実施する。

附 則（平成16.10.1）

この要項は、平成16年10月1日から実施する。

附 則（平成17.1.1）

この要項は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成17.11.10）

この要項は、平成17年11月10日から施行し、交通施設料の負担は平成18年度の入

構許可を受ける者から適用する。

附 則（平成18. 4. 1）

この要項は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18. 6. 8）

この要項は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成18.12.22）

この要項は、平成18年12月22日から施行する。

附 則（平成19. 4. 1）

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成24.10.22）

この要項は、平成24年10月22日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成24.11.30）

この要項は、平成24年12月1日から施行する。

附 則（平成27. 3.20）

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28. 3.29）

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28.12.20）

この要項は、平成28年12月20日から施行し、平成29年4月1日以降に有効となる許可書等の申請から適用する。